

本日の協議事項について

① 6 年制課程における薬学部教育の質保証について

1. 薬科大学・薬学部の新設及び定員増の抑制について（日本薬剤師会）
新設及び定員増の抑制方針が、昨年 8 月に公表された「6 年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」において示されたが、一定期間例外も認められている件に関して

② 薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）

1. 薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）について（日本薬剤師会）
大学が責任をもって実効性のある教育体制を構築することが重要であるが、各大学への周知、大学の準備状況等について

③ 薬学実務実習について

1. 薬学実務実習に関する連絡会議における議論について（薬学実務実習に関する連絡会議）
2. 実習の枠組みについて（日本薬剤師会）
実習の枠組みの中で「病院、薬局の実習期間は連続性のある 22 週間とし、各施設 11 週間を原則とする」とガイドラインで定められているが、一部の大学が独自の实習方式（病院を長く、薬局を短く 等）を主張してくることがあったと聞いている。その件についての考え方、また今後の薬局・病院の実習期間等の枠組みについて
※文科省として何らかのお考えはあるのか。
3. 卒前・卒後のシームレスな教育の実現について（日本病院薬剤師会）
医師は卒後研修が義務づけられ、看護師は努力義務として法的に明記されている。しかし、薬剤師については卒後研修の有用性は認識され、厚生労働省によるモデル事業が実施されていても、法的義務が定められていない。現在、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改定が進み、実習のガイドラインの作成が進みつつある。臨床現場に勤務する薬剤師に対しての卒後研修の義務化ならびに卒前・卒後のシームレスな教育の実現について議論し、できる限り次期実習ガイドラインに反映させ、よりよい臨床教育の場を構築したい。

4. 教員の実習施設の訪問について（日本病院薬剤師会）

これまで実習先への挨拶や定期訪問については、大学によって、教員総出で訪問している場合や、担当教員任せの場合など様々なケースがある。初めて実習を受ける施設と大学間では関係構築は必須のため、訪問は必要である。また、インシデントやハラスメントがあった場合の即時対応は必要であるが、挨拶や定期訪問、学生の面談などは web を使うなどして、訪問不要の場合は省くなどしてもよいのではないか。

④その他

1. 臨床系教員のキャリアパス構築の明確化について（日本病院薬剤師会）

学校教育法で附属病院が要件化されていない薬学部では、質の高い臨床系教員の育成について医学部や歯学部以上に工夫が必要である。現役の薬学生が描くキャリアイメージとして、臨床現場との繋がりを保ちながら大学院へ進学し、教員としてステップアップする道筋を示せることは、質の高い臨床系教員の養成に効果的なことと考える。将来の臨床薬学の教育研究に関心のある学生に対しても、魅力の感じられる臨床系教員のキャリアパス構築の明確化について議論したい。

2. 病院薬剤師不足及びその偏在解消のための対策（日本病院薬剤師会）

近年、病院薬剤師の就職希望者が年々減少している。中小病院や精神科病院だけでなく、地方の大病院でも、薬剤師の定員枠が満たされないことが常態化しつつある。病院実習後は、病院薬剤師に魅力を感じている学生が一定数いるものの、病院薬剤師の就職希望に繋がらない原因として、業務の高い困難度、業務量の多さ、初任給の低さ等が挙げられる。病院薬剤師不足は、その地域の医療の質に大きな影響を及ぼすことから、病院薬剤師の確保は第8次医療計画の中でも解決すべき課題として盛り込まれた。これら全てについて一度に解決することは難しいが、大学には、病院薬剤師の重要性に関する教育だけでなく、地域枠を活用した入学生の選抜や都道府県境を跨いだふるさと実習等の更なる推進をお願いしたい。